

春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日部市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）により、春日部市市民生活部市民課及び税務関係課が使用する窓口用封筒の広告掲載に関する基準及び無償提供について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 窓口用封筒

市民生活部市民課（中央7丁目2番地1）

武里出張所（大枝89番地武里団地7街区4棟）

庄和総合支所市民窓口担当（金崎893番地1）

財務部市民税課、資産税課、収納管理課（中央7丁目2番地1）

庄和総合支所総務担当（金崎893番地1）

粕壁市民センター（粕壁6918番地1）

内牧市民センター（内牧4398番地）

豊春市民センター（上蛭田101番地2）

武里市民センター（備後西1丁目13番2号）

幸松市民センター（牛島667番地1）

豊野市民センター（銚子口999番地）

武里大枝市民センター（大枝89番地武里団地2街区1棟）

庄和市民センター正風館（大倉307番地1）

以上の窓口において市民の便利に供するため配置する封筒で、広告が掲載されたもの

(2) 無償提供者 要綱及びこの基準等に定めるところにより、広告主を募集し、窓口用封筒を製作し、市に無償提供する者

(広告掲載の基準等)

第3条 窓口用封筒に掲載する基準及び優先順位は、要綱第3条、第5条及び春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領（以下「要領」という。）に定めるところによる。

(使用方法)

第4条 窓口用封筒は、無償提供された後、順次使用するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、窓口用封筒を使用することが適当でないと認めるときは、窓口用封筒を使用しない。

(経費の負担)

第5条 窓口用封筒の製作及び無償提供に要する費用は、全て無償提供者の負担とする。

(無償提供者の募集)

第6条 無償提供者の募集は、春日部市公式ホームページにより行うものとする。

2 無償提供者の募集について必要な事項は、要領で定める。

(無償提供者の申込み)

第7条 無償提供者になろうとする者は、要領で定めるところにより、窓口用封筒無償提供者申込書に必要事項を添えて市長に申し込まなければならない。

(無償提供者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要領で定めるところにより、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、無償提供者を決定したときは、当該無償提供者と、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の作成及び無償提供に関する確認書を取り交わすものとする。

(無償提供者の広告募集)

第9条 無償提供者は、広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることの無いようにしなければならない。

(広告主の要件)

第10条 掲載する広告は、市税等の滞納が無い広告主のものとする。

(制作上の注意事項)

第11条 無償提供者は、広告の内容、デザイン、表示方法等について事前に市長と協議し、その了解を得た後に製作するものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、要綱第14条に定める春日部市広告審査委員会の審査を経なければならない。

(無償提供者の取消し)

第12条 市長は、無償提供者とふさわしくないと認めるとき又は市の行政運営上必要があると認めるときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

(無償提供者の辞退)

第13条 無償提供者は、自己の都合により窓口用封筒の無償提供を辞退しようとするときは、書面によって市長に届け出なければならない。

(窓口用封筒の使用中止)

第14条 市長は、窓口用封筒を使用することが不相当と認めるときは、窓口用封筒の使用を中止することができる。

(無償提供者等の責務)

第15条 無償提供者及び広告主は、広告の内容について、一切の責任を負い、苦情等に対し、適切かつ迅速に誠意をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行前に、春日部市広告掲載市民課窓口用封筒の無償提供に関する基準（平成30年4月19日）の基準によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。